



## 子育て世帯向けの コロナ支援事業

### 低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 ID 0249044

失業や収入減少に加え、子育ての負担も担っており心身などに特に大きな困難を抱える低所得者（非課税または家計急変者）に給付金を支給します。

※広報がまごおり5月号でお知らせした「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給を受けた児童分は今回の支給の対象外です。

**給付額** 児童1人あたり50,000円

**対象** ①申請不要 令和3年4月分の児童手当（中学生世代までの児童がいる世帯）または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の市民税（均等割）が非課税である方  
→6月23日に通知を発送済み、6月30日に各手当支給口座へ支給予定

※令和3年4月以降に生まれた新生児分は申請が必要

②申請必要 平成15年4月2日～令和4年2月28日生まれの児童を養育しており、次のいずれかに該当する方（特別児童扶養手当の対象児童は平成13年4月2日生まれ以降）

- ・令和3年度分の市民税（均等割）が非課税
- ・新型コロナウイルスの影響で令和3年1月1日以降に家計が急変し、市民税（均等割）非課税相当の収入となった（書類審査あり）

**申し込み** 7月1日～3月31日間に直接または郵送で申請書（子育て支援課・市ホームページにあります）を子育て支援課（〒443-8601）へ。

※審査完了後2週間～1カ月程度で指定の口座に振り込みます。

### 市独自 子育て世帯応援給付金 ID 0249045

コロナ禍において新生児を出産した世帯に給付金を支給します。

**給付額** 新生児1人あたり25,000円

**対象** 令和3年4月2日～4年4月1日の間にお子さんが生まれた世帯

**申し込み** 直接または郵送で申請書（対象者に個別に送付します）に必要事項を記入し子育て支援課（〒443-8601）へ。